郡山商工会議所生命共済制度「独自の給付制度」規約

(目的)

第1条 本給付制度は、当会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当会議所が独自に給付を行う見舞金等の各制度について規定するものであり、その対象者は「生命共済制度」に加入する事業主・役員及びその従業員とする。

(保険期間)

第3条 本規約の保険期間は毎年5月1日~翌年4月30日とする。

(責任開始)

第4条 本給付制度は、郡山商工会議所「生命共済制度」主契約の加入日と同時に効力を有する。

(失効)

第5条 当「生命共済制度」主契約が効力を失った場合は、本給付制度も同時に効力を失う。

(給付内容)

第6条 本給付制度の給付は、見舞金・祝金・弔慰金(以下、見舞金等)とし、その内容は別表 1に定めるとする。

但し、当「生命共済制度」主契約の死亡保険金・高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、見舞金の給付対象外とする。

(給付手続き)

第7条 加入者は、見舞金等の支払事由に該当した場合、事業所を通じ速やかに当会議所に通知し、別表1に定める当会議所所定の請求書と必要書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

なお、支払事由発生日(退院日、通院完了日、満20歳の誕生日、婚姻日、出生届出日、死亡日)から請求時までの期間において、主契約が有効であることを要する。

成人・結婚・出産祝金は、加入日より継続1年以上経過した後に、請求できるものとする。 支払事由発生日より3年以内に限り、請求できるものとする。

(給付しない場合)

第8条 1. 生命共済制度重要事項説明書に記載の「保険金などをお支払いできない場合について」に該当した場合は、この給付制度も同様に取扱い給付しない。

2. 支払事由発生日より3年を経過した後の請求は、給付しない。

(給付金の振込先)

第9条 給付金は、事業所が登録した生命共済制度の掛金引落口座へ振り込むものとし、事業所へ対し支払い明細を送付する。

(規約の変更)

第10条 本規約の変更は、当会議所専務理事が行う。

- (附則) 1. この規約は、2019年5月1日から実施する。
 - 2. 「別表1」は、2021年5月1日から改定する。
 - 3. この規約は、2022年5月1日から改定する。
 - 4. 「別表1」は、2023年5月8日から改定する。

別表1 「見舞金・祝金・弔慰金」給付内容

(1)病気による入院見舞金

加入者が本制度の1保険期間中に、疾病により3日以上継続入院した際に、通算30日までを限度として、次の入院見舞金を支払う。

なお、新型コロナウイルス感染症により、医療機関以外で療養した場合、公的機関や医師の 判断に基づくことが明らかである場合は入院として取り扱うものとする。(令和5年5月7日までに 「新型コロナウイルス感染症」の診断を受けた場合を対象とする。)

加入口数	1口	2口	3□
給付金額(1日あたり)	1,500円	3,000円	4,500円

但し、1保険期間中の請求は1回までとし、2日以内の入院は対象外とする。

1保険期間中において、同一疾病で転院または2回以上の入院をした場合については、通算した1回の入院とみなす。入院が翌保険期間に及ぶ場合は、翌保険期間の取扱いとする。 なお、検査入院、正常出産、歯科治療は対象外とする。

- ※必要書類※ ①入院見舞金請求書兼状況報告書【様式1】
 - ②入退院日が明記された診断書または領収書の写し
 - ③新型コロナウイルス感染症により医療機関以外で療養した場合は、 公的機関若しくは医師の判断に基づくことを証する書面の写し
- ※請求内容について、当会議所が関係機関への照会や、前記以外の書類の提出を求める場合がある。

(2)災害による通院見舞金

加入者が本制度の1保険期間中に、不慮の事故により5日以上継続通院した際に、通算25日までを限度として、次の通院見舞金を支払う。

加入口数	1口	2□	3□
給付金額(1日あたり)	1,500円	3,000円	4,500円

但し、1保険期間中の請求は2回までとし、4日以内の通院は対象外とする。

通院が翌保険期間に及ぶ場合は、翌保険期間の取扱いとする。

医師による治療を目的とした通院以外の場合(鍼灸、あんま、マッサージ、整体、整骨、接骨等)は、対象外とする。災害(事故・ケガ)を原因とした治療のために、整骨・接骨院に通院した場合は、通院日数の証明書以外に、災害を証明できる資料の添付を要する。

なお、関節炎、腱鞘炎、腰痛等の災害によらない日常的な通院は対象外とする。

- ※必要書類※ ①通院見舞金請求書兼状況報告書【様式2】
 - ②通院日数が明記された診断書または領収書の写し
 - ③災害(事故・ケガ)を証明できる資料(整骨・接骨院へ通院した場合のみ)
- ※請求内容について、当会議所が関係機関への照会や、前記以外の書類の提出を求める場合がある。

(3)成人祝金

加入者が満20歳の誕生日を迎えた際に、一律10,000円を給付する。

- ※必要書類※ ①祝金給付請求書【様式3】
 - ②生年月日及び氏名が記載された公的証書の写し(健康保険証等)

(4)結婚祝金

加入者が婚姻した際に、一律10,000円を給付する。

- ※必要書類※ ①祝金給付請求書【様式3】
 - ②婚姻日を証明できる公的証書の写し(戸籍抄本、婚姻届受理証明書等)

(5)出産祝金

加入者または加入者の配偶者が出産した際に、一律10,000円を給付する。

- ※必要書類※ ①祝金給付請求書【様式3】
 - ②出生日及び加入者との親子関係を証明できる公的証書の写し (戸籍抄本、母子手帳出生届出済証明書等)

(6)古希健康祝金

当生命共済制度に加入日より5年以上継続加入をしていた加入者が、当生命共済制度更新時に保険年齢が71歳になる際に、一律10,000円を給付する。

なお、当会議所が該当者を確認して給付するため、加入者からの請求は不要とする。

(7)一親等親族死亡弔慰金

加入者の配偶者および一親等親族が死亡した際に、一律5,000円を給付する。

- ※必要書類※ ①一親等親族弔慰金給付請求書【様式4】
 - ②死亡を証明できる公的証書の写し(死亡診断書等)
 - ③加入者との続柄を証明できる公的証書の写し(戸籍謄本、住民票等)